

## サテライト事業所の届出について

既に、定員18名以下の通所介護事業所として指定を受けている事業所で、平成28年4月1日からサテライト事業所へ移行しようとする事業所については、以下のとおり届出を行うこと。

届出先：本体施設を所管する福祉相談センター

**窓口受付のみ。郵送不可（要電話予約）**

受付期限：平成28年3月15日（火）までに受理されることが必要  
（通例3回程度対応）

※通常の加算の届出期限と同様

届出書類：

- (1) 変更届出書（様式第4）
- (2) 運営規程  
（事業所名に「サテライト」の単語を加えること）
- (3) 運営規程の新旧対照表（参考様式10）
- (4) 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）  
（平成28年4月1日から4週間分）  
※本体事業所分とサテライト分の両方が必要
- (5) サテライト従業員の資格証の写し
- (6) 土地及び建物の利用に係る権限を示した書類（賃貸にあつてはその契約書の写し、法人所有の場合は登記事項証明書の写し）
- (7) 本体事業所とサテライトの位置関係が分かる地図及びサテライトの周辺地図
- (8) 平面図（参考様式3）
- (9) 設備の概要（参考様式5）
- (10) 主要な場所の写真（参考様式12）
- (11) 介護給付費算定に係る届出書（別紙2）  
※特記事項（変更後）は「サテライト設置」と記載
- (12) 介護給付費算定に係る一覧表（別紙1・別紙1-2）  
※規模区分が変更となる場合は本体事業所分も必要
- (13) 加算に必要な添付書類一式  
※加算に必要な添付書類については、  
<http://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/application/checklist/15-65.pdf>  
を参照してください。
- (14) 管理者経歴書（参考様式2）

- (15) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要  
(参考様式6)  
※本体事業所とサテライトを一体的に対応する旨の表記が必要
- (16) 通所介護の算定区分確認表（別添5）
- (17) その他必要な書類

※なお、本手続きとは別に、サテライトに移行する事業所については、1か月前までに医療介護総合確保推進法附則第20条第1項本文に係る指定を不要とする旨の届出書（様式第1）及び、廃止届を提出する必要があります。